平成２３年（フ）第３１６５号
北海道石狩市花川北１条５丁目382番地、申立時の住所札幌市北区北33条西12丁目３番６号　ハイツミウラB103号
債務者　岩根つつみ（旧姓一戸・谷藤）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２２号
北海道江別市大麻中町25番地　道営住宅A―１号棟403
債務者　齋藤　幸恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５５号
札幌市手稲区稲穂２条３丁目４番15―105号
債務者　金澤　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７０号
北海道北広島市北進町２丁目１番地　１―204
債務者　田中　正実
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７１号
北海道北広島市北進町２丁目１番地　１―204
債務者　田中　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１３号
札幌市白石区本郷通５丁目北１番22号
債務者　五十嵐勝子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７３７号
札幌市西区西野６条６丁目４番12号
債務者　北出　康至
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３７号
札幌市清田区真栄409番地105
債務者　野呂　光春
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８６２号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番16―409号
債務者　佐々木捷志
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８９３号
札幌市豊平区月寒東２条20丁目８番７号　タウンハウスヴァルムB―103号
債務者　小野寺京子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２１号
札幌市豊平区中の島１条２丁目１番24―201号
債務者　二本柳一廣
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９３１号
札幌市東区北31条東18丁目５番10―107号
債務者　村田　結子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９４２号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番22―208号
債務者　須藤　美香
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５０号
札幌市南区南沢３条３丁目７番５号
債務者　三品　幸恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５４号
札幌市手稲区手稲本町３条１丁目２番11―407号
債務者　高橋　真紀（旧姓大田原）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８０号
札幌市東区北22条東13丁目１番18―201号
債務者　吉岡まゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０２５号
札幌市豊平区平岸６条13丁目３番30―510号
債務者　南間　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７号
北海道紋別市落石町３丁目８番地の18
債務者　五十嵐雅文
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　旭川地方裁判所紋別支部